

さんりくワーク・イノベーションモデル業務

企画提案審査要領

令和 8 年 6 月

岩手県沿岸広域振興局経営企画部

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「さんりくワーク・イノベーションモデル業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、2の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査基準

(1) 審査項目及び配点

| 審査項目 | 審査基準 | | 配点 | |
|--------|--|--|----|-----|
| 基本的事項 | 業務仕様書の趣旨を十分に理解した提案となっているか。 | | 10 | 20 |
| | 事業の実施スケジュールが具体的かつ現実的な提案であるか。 | | 10 | |
| 業務内容 | 集合ワークショップの開催 | これまでの支援実績等を踏まえた参加可能性のある企業の提案が期待できるか。 | 10 | 60 |
| | | 事例紹介者の提案を含むプログラムの内容は、各企業の実情に合わせた課題解決や働き方改革推進への意識醸成への効果が期待できる提案となっているか。 | 20 | |
| | 個別企業への伴走支援 | 支援内容は、モデル企業における一般事業主行動計画の策定やデジタルリテラシーの向上が期待できる提案となっているか。 | 20 | |
| | | これまでの支援実績等を踏まえた参加可能性のある企業の提案が期待できるか。 | 10 | |
| 業務遂行能力 | 提案内容を適正かつ確実に遂行することが可能な業務管理体制が構築されているか。 | | 10 | 10 |
| 積算内訳 | 事業経費が妥当であり、企画提案内容と整合が取れているか。 | | 10 | 10 |
| 合 計 | | | | 100 |

(2) 採点基準

| 区分 | 10点の項目 | 20点の項目 |
|------------|--------|--------|
| 非常に優れている | 10 | 20 |
| 優れている | 8 | 16 |
| 問題はない（中位点） | 6 | 12 |
| やや問題がある | 4 | 8 |
| 問題がある | 2 | 4 |
| 採用できない | 0 | 0 |

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づき行う。
- (2) 選考委員会の委員は、企画提案書等に基づき、審査項目、審査基準ごとに評価・評点を行う。
- (3) 委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを選考委員会で合計した総得点により、順位をつけて、最高位の1者を県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、受託者の選定後、速やかに応募者に文書で通知するとともに、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。